

【別紙】

(案)

令和7年度 生活交通改善事業計画 (バリアフリー化設備等整備事業)

令和8年 月 日

(名称) 愛知県公共交通協議会
(代表者名) 会長 片桐靖幸

1. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

少子高齢化社会の進展により増加傾向にある高齢者等が、地域公共交通機関を安心・快適に利用して、通院・買物等の日常生活を営むためには、移動手段がバリアフリー化されることが望ましい。

こうした中、平成18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行され、これを受けて国では「移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成18年12月15日告示、令和3年4月1日改正)」を策定し、バリアフリー化の数値目標を掲げるに至ったところである。

この基本方針の中で、バス車両については、「総車両数約六万台からバス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両約一万台を除いた約五万台のうち、約八десятに当たる約四万台について、令和七年度までに、ノンステップバスとする。」という目標が示され、その実現に向けて、国庫補助金(地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通バリア解消促進等事業))による支援策等が講じられることとなった。

本県においては、県内で最大の乗合バス車両数を有する名古屋市交通局のノンステップバス車両比率が高いことから、既に県内全体のノンステップバス車両比率は80%を超える状況にある。

しかしながら、地域ごとに乗合バス路線網を持つ事業者は異なることから、事業者ごとのノンステップバス車両比率が、地域ごとの移動手段のバリアフリー化に大きな影響を与えている。

このため、国庫補助金を活用して、事業者ごとのノンステップバス車両の導入比率を高めることとし、県内全域にわたって、高齢者等が地域公共交通機関を利用しやすい環境を整備するとともに、地域公共交通全体の利用促進を図っていくこととする。

(参考) ノンステップバス車両の導入割合 (令和7年3月31日現在)

事業者名	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数 車両総数	(内訳) ノンステップ バス車両数	ノンステップ 導入比率
名古屋市交通局	1,038	1,010	1,010	97%
名鉄バス株式会社	667	583	525	79%
豊鉄バス株式会社	109	103	32	29%
知多乗合株式会社	65	62	45	69%
あおい交通株式会社	78	78	40	51%
豊栄交通株式会社	53	41	38	72%
愛知つばめ交通株式会社	13	13	13	100%
名鉄東部交通株式会社	17	14	1	6%
計 8 社	2,040	1,904	1,704	84%

※車両数は、中部運輸局愛知運輸支局の調査結果に基づく。

※以下に掲げる要件を満たす事業者のみ掲載

- ①県内に主たる営業所を有すること
- ②複数市町村を跨ぐ乗合バス路線を運行していること
- ③車両数が10台以上であること

2. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 目標

令和7年度末において、名鉄バス株式会社（名古屋市、尾張西部・北部・東部、西三河地域において乗合バス路線を運行）及び知多乗合株式会社（知多地域において乗合バス路線を運行）におけるノンステップバス車両の比率を、80%以上にすることを当面の目標とする。

(2) 効果

高齢者等の外出機会が増え、移動円滑化の促進や乗合バス事業の活性化に寄与する。

3. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 内容

ノンステップバスの導入

(2) 実施事業者

名鉄バス株式会社、知多乗合株式会社

4. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和7年度（当該年度）

事業者	事業の名称	総事業費※	負担者別内訳			
			国	都道府県	市区町村	事業者
			割合	割合	割合	割合
名鉄バス 株式会社	地域公共交通 バリア解消促 進等事業	95,000 千円	500 千円	-	-	94,500 千円
			0.5%	-	-	99.5%
知多乗合 株式会社	地域公共交通 バリア解消促 進等事業	87,197 千円	6,406 千円	-	-	80,791 千円
			7.3%	-	-	92.7%

※見込額を記載

5. 計画期間

事業者	営業所名（関係自治体）	導入車両数	令和7年度
名鉄バス 株式会社	津島 (津島市、名古屋市、あま市、大治町)	1	
	一宮 (一宮市、江南市、小牧市、稻沢市、岩倉市)	4	
	計	5	
知多乗合 株式会社	半田 (半田市、刈谷市、常滑市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町)	2	
	東海 (東海市、大府市、知多市、東浦町)	3	
	計	5	
合計			10

6. 協議会の構成員

(1) 愛知県公共交通協議会

①関係地方運輸局・地方公共団体

- ・中部運輸局交通政策部
- ・中部運輸局愛知運輸支局
- ・愛知県都市・交通局
- ・県内市町村

②公共交通事業者

- ・県内で旅客鉄道路線を運行する事業者
- ・愛知県バス協会及び県内で地域間幹線系統の運営主体となる事業者
- ・愛知県タクシー協会及び名古屋タクシー協会
- ・東海北陸旅客船協会

③道路管理者

- ・中部地方整備局名古屋国道事務所
- ・愛知県建設局道路維持課

④港湾管理者

- ・愛知県都市・交通局港湾課

⑤公安委員会

- ・愛知県警察本部

⑥利用者

- ・愛知県商工会議所連合会
- ・愛知消費者協会

⑦学識経験者

⑧その他

- ・愛知県総務局総務部市町村課地域振興室
- ・愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課

(2) 愛知県公共交通協議会バス対策部会

①都道府県

- ・愛知県都市・交通局交通対策課

②関係市町村

- ・地域間幹線系統の沿線市町村

③関係地方運輸局

- ・中部運輸局愛知運輸支局

④公共交通事業者

- ・地域間幹線系統の運営主体となる運行事業者

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

(所属) 愛知県公共交通協議会(愛知県交通対策課内)

(氏名) 津崎 英史

(電話) 052-954-6124

(e-mail) kotsu@pref.aichi.lg.jp